

三重県入札等監視委員会 審議概要(令和7年度 第1回)

開催日時	令和7年5月22日(木曜日)14時00分から16時00分まで	
開催場所	三重県勤労者福祉会館 4階 第3教室	
出席委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡島 賢治 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也 委員5名中5名出席	
審議対象期間	令和7年1月1日から令和7年3月31日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	特になし	

三重県入札等監視委員会 令和7年度 第1回定例会	
意見・質問	回答
1 報告事項	
入札参加資格停止等の運用状況一覧表	
・県内での死亡事故の指名停止期間が1か月というのは、他の事象と比較すると短いと思う。別表第2第5号が適用可能であれば、もう少し指名停止期間を長くできたのではないか。	・要領に基づき対応することが原則である。事故の場合は県発注工事か否か、県内で発生したか否か等を考慮して決定している。
・今回の死亡事故が指名停止の別表第1に当てはまるというのは理解できたが、重大な事故が県内で発生した場合の指名停止期間が1～2か月というのは短いと思うが、県としてはどう考えているか。	・事故に関しての措置自体はされており、本制度はあくまで入札の参加を制限するということになり、事故の内容に応じて期間を決めて重みづけをしている。
・死亡事故による指名停止の1か月が果たして妥当かという意見が出ていたが、そのあたり三重県の方で他県の状況等を検討し、重大事故のため怪我と同じレベルで扱えるのかということもあるので、検討いただきたい。	・近隣県の状況等を確認する。
・県外業者で県外事故、刑法ではない法律違反で起訴されて、別表第2の第5を適用している事項があるが、別の事項についても別表第2の第5を適用すること自体は可能か。いくつかの条文に当てはまる場合に、どれを優先して適用するというルールはあるのか。	・別表第2第5号というのは、不正または不誠実な行為が対象となるが、質問の事項は事故か否かで決めているので、通常事故であれば別表第1となる。
・指名停止の理由の説明欄の内容がほぼ同一で、期間が異なる事項があるのは何故か。	・監督処分の内容が、①指示処分、②営業停止22日間、③指示処分及び営業停止22日間とそれぞれ異なるため、指名停止期間が異なる。
低入札調査一覧表	
意見・質問なし	—
談合情報一覧表	
該当案件なし	—
1者入札契約一覧表	
・1者入札が多いという話だが、発注業種を見ると特に業種によらず発生しているように見えるが、それぞれの業種は分母が異なると思われる。どの業種が1者入札になりやすかったのか。	・土木一式工事において、昨年度の同一期間における1者入札は5件だったものが今回は11件となり、1者入札が増えている。なお、他の業種は昨年度と同程度である。
・土木一式工事の1者入札は、何が要因で増加したか分かるか。	・個々の要因は様々で分析しきれていないが、昨年度は建設事務所を中心に非常に不調が多く、今回は建設事務所以外の案件もあり、昨年度と傾向が異なる。

意見・質問	回答
入札不調一覧表	
・入札不調の一覧表で、入札日が令和7年1月の案件で現在も発注方法検討中となっているものがあるが、他の案件の方針が定まっている中で、この案件の検討が長引いている要因は何かあるのか。	・最新の状況を把握できていない。発注機関から「発注方法検討中」として報告されたものについては、委員会開催前に最新の状況を確認する。
・入札不調の掲載対象期間が令和7年3月31日までとのことだが、発注方法検討中のものは4月1日以降に発注されている可能性はあるのか。	・一般的に入札不調があった場合は、発注機関で企業側の受注の体制や技術者の数を再度調査する等、様々な条件を分析する。現時点では3件が発注方法検討中となっているが、それぞれに分析はしており、原因によっては、工事規模や発注時期を見直す等、要因を解消し発注していくことになる。
・入札不調の案件の中で、工事箇所が沖縄県ということで、三重県のルール、例えば参加者要件を広げる、ランクを変更する等が難しい場所だと思うが、具体的にどのような工夫をすれば入札がスムーズに進むと考えらるか。	・沖縄県内での工事のため、三重県の企業が現地へ行くことが非常に難しい。有効な方法の一つとして、沖縄県に委託をして沖縄県で発注することが考えられるが、それが受け入れられなかったため、三重県が公告した。三重県の業者が沖縄県に行って仕事をする事非現実的である。そこで沖縄県の企業を対象としたが、入札不調となった。施工する時期・期限等の制限もあるため、沖縄県の業界への周知の仕方等を含め、発注部局の方で検討をしている。
・土木一式で1者入札や入札不調があるというのは、何らかの要因があるはずなので、その原因等を分析し、前もって対応できるような方策等の検討を進めて欲しい。	・事象の詳細な分析を行い、検討をすすめる。
2 入札・契約抽出事案の審議について	
番号1 馬の頭地区 県営ため池等整備事業工事用進入路整備その2工事[桑名農政事務所]	
・審査集計表で落札決定とならなかった業者の技術提案の特記事項が0点となっている。これは未記入だったのか、記入はしたものの0点となったのか、どちらか。	・未記入のため0点とした。
・今回の総合評価の特記課題について、記載せず0点となった業者がいるが、記載がなくても書類として認められるのか。書類の不備にはならないのか。	・ルール上は、未記入であっても様式が提出されていれば失格とはならない。
・総合評価の特記課題は記載がなくても提出されていれば良いという話だが、白紙で提出されて落札決定となることはあるのか。	・総合評価は価格と企業の技術力やノウハウ等を含め、総合的に優位な者を落札決定者とするものだが、まずは通常の一般競争入札と同じ入札参加資格を有する時点で標準点が与えられる。全て白紙で出したとしても100点は得られる。その後、100点を入札金額で割って評価値となるが、仮に2者参加して2者とも白紙であれば入札価格で決まる形になる。

意見・質問	回答
・過年度の同種工事である2件の入札方式が異なるが、入札方式の違いが入札参加者数に影響したのか。	・1件目の入札に参加者がいなかったのは総合評価方式によるところだと考え、価格競争方式として再公告したところ、7者の参加があった。
・再公告において変更したのは、価格競争方式とした点のみか。	・再公告により入札の期間が1か月遅れることにより工期を短くする必要があったので、施工内容を少し減らしている。それにより予定価格が若干下がった。
・入札参加資格確認申請業者数が2者であったことに関して、入札参加者数の状況として、工事中の降雨による水位上昇で中断することが懸念されたとのことだが、工事が中断するリスクがあるのであれば、落札金額は高くなるのではないか。これが理由であれば低入札にならないと思う。高い金額で入札する業者がもっとあっても良いと思うが、業者が敬遠した理由はこれだけか。	・このため池は谷筋に造られているということで、一旦雨が降ると雨水が集まりやすく、仮設道路が沈んで工事が中断するというので、理由として書いている。前回の同種工事では最低制限価格に近い入札金額が多かったということで、今回の入札も同様であると考えている。リスクがあるため、参加者数が少なくなったと考えている。
・今回特に2者が参加して、最初に落札候補となった業者は施工体制審査意向確認書を提出しているので、落札候補者となる自信があったと思われるが、審査においては、それなりに判定値から乖離があり失格になっているので、自信があるのかなのか分からない状態だが、そのあたりはどう考えているか。	・当該の業者は最近入札に参加するようになったので、入札のルールについて不慣れなところがあるのではないかと感じている。
・今回の低入札調査となったのは、入札金額が低入札調査基準価格を1万円下回ったためとのことで、制度上仕方ないとは思いますが、その1万円のために税金を費やして作業をする訳で、果たして節税になるかという、そうでもないと思う。何か救済策はないのか。	・低入札調査は予定価格、調査基準価格、重点調査基準価格と3段階の閾値がある。今回は調査基準価格を1万円下回ったということで低入札調査をしている訳だが、調査基準価格と重点調査基準価格の間は調査の内容も比較的軽い内容の調査になる。重点調査基準価格以下になると、しっかり調査する形になるということで、2段階の形をとっている。総合評価においても、低入札になれば加算点を10点減点するというのを昨年度から取り入れているので、入札参加者に少しでも高い入札金額としてもらえるような方策を県としてはとっているところである。
番号2 盲学校・聾学校 建築工事〔営繕課〕	
・1回目と2回目の入札が不調となり、3回目で2者参加があったが、2回目から3回目にかけて入札参加者が増えるよう何か条件を変更したのか。	・2回目から3回目にかけて予定価格が上がっている。それ以外に参加資格要件の緩和をしている。総合評価における配置予定技術者の評価点も緩和している。2回目から3回目にかけては、2回目の参加者が辞退したということで辞退理由を確認し、その他参加を考えていたところにヒアリングを行ったところ、営繕課が算出した予定価格では工事ができないということで、再見積もり・再積算を行ううえで業者の仮設の考え方や見積の取り方、積算の考え方等をヒアリングしたうえで積算方法を見直し、再積算した。

意見・質問	回答
・2回不調になったことで着工時期がずれ込んだが、移転計画が当初よりも遅れる、それにより生徒や保護者への影響や移転計画に支障が出ている等あるのか。	・当初は令和8年の秋に開校予定としていたが、再公告をするにあたり、教育委員会関係者と再調整を行い、開校時期を半年後ろ倒しすることとなった。3回目の公告にあたっては、開校時期を変更しなくても良いことを確認したうえで公告を行った。
・当初よりは半年開校が遅れることになったが、そのあたりは入学説明会や保護者説明会で説明はしているのか。	・開校の遅れに関する説明会を実施した。
・今回2つのJVの参加があったが、特定JVを構成する企業は大手企業であり、総合評価で得点差が小さくなる傾向にあると思う。大企業の場合に点差がつくのは特記事項かと思う。特記事項で差がつきやすくする質問を設定することが1つポイントかと思うが、各企業の特徴が出るような質問の仕方等、意識していることはあるか。	・本案件は特記課題(対策あり型)になるが、発注者側で今回の工事でどのようなところに力を入れて欲しいか、提案をして欲しいかというところに重きを置いて特記課題を設定した。今回については木造とSRC造の混構造で、それらが複数棟ある工事ということで、全国的に木造の大規模工事は少ないところではあるが、参加する業者によって、自分のところは何が得意か、収まり上こういう工夫をしているというような提案をしてもらえればということで、今回3つの特記課題を設定した。
・2回目と3回目の間で積算を見直したということで、業者からもヒアリングをしたとのことだが、今後三重県で発注する建築工事の積算に反映できることもあるかと思うが、その共有はできているのか。	・今後大規模な発注を行う場合は、今回ヒアリングした考え方を踏まえ、実態を把握しながら積算していくということで、課内の方で共有している。
番号3 二級河川伊勢路川(左右岸) 令和6年(国災第54号)河川災害復旧工事[伊勢建設事務所]	
・今回、災害復旧工事なので指名競争入札で行われるかと思うが、その時の指名業者は、今回の案件も含めて全て別の業者が指名されるのか、重複することもあるのか、どちらか。	・指名する業者については、工事の実績や技術力を評価している。その中で、特にその地域にどの程度精通しているかを重視しており、重複することがある。
番号4 中勢用水地区 国営造成施設県管理事業 安濃ダム水管理施設点検整備業務委託[津農林水産事務所]	
・過年度と今回の業務委託について、同額で契約をしているが、落札率が今回の方が高いということは、設計金額が2年前よりも下がったということか。	・そのとおりである。過年度の積算は、その前年度に支障のある施設があり、その改修も含めた金額となっている。ただ、2年間の契約なので、この2年間に労務費や施設費が高くなり、2年前はその補修も含めて済んでいた金額が、今回は補修を含まず今の金額になったということで、工事費としては右肩上がりになっている状況である。
・今回の業者でないと点検整備ができないということだが、契約期間を2年に設定している理由は何があるか。	・当該のダムは三重県で管理しているが、県財政が厳しい中で、この点検業務に対する予算の確保も厳しい状況となっている。1年で契約するよりも2年まとめて契約した方が諸経費が若干安くなるということで、前回の業務委託から2年契約とした。
・契約期間を2年より長くするという方法もあると思うが、労務費等も上がっている状況を考慮して、総合的に判断し2年としたのか。	・契約期間や予算の確保等については、本庁事業課と協力しながら、改善すべき点があれば、改善していきたいと考える。

意見・質問	回答
・随意契約理由として、安濃ダム独自の水管理システムとして開発導入されたものがあるが、このような水管理施設の機器やソフトウェア、管理システムはダムごとに異なり、他のダムとは全く互換性がない、このダム専用に開発されたものなのか。	・三重県内で農業水利を目的に作ったダムは安濃ダムのみである。他の君ヶ野ダム等は、河川管理者である県土整備部で管理しており少し目的が違うので、その関係でソフトウェア等は仕様等が異なる。
・今回の点検整備業務の受注者が、このダムのソフトウェアやシステムを開発したのか。	・このダムの改修工事をしたときは、国の東海農政局の方で事業発注しており、仕様等はすべて東海農政局の方で決めている。その仕様に沿って、今回の受注者が開発したと認識している。
・今回の点検整備業務の受注者が、水管理施設の点検において一番精通してるということか。	・そのとおりである。
・県内のダムでは同じ性質を持つダムがないという話だが、全国的には同じ性質を持つダムは幾つかあると思うが、それらのダムもそれぞれ個別の業者がこのような水管理システムを開発しているのか。	・それぞれどのような形で農業用水を管理するかは、発注者が決めている。それを制御するためのソフトウェアは、それぞれ受注業者の方で作られる認識である。
その他	
・次回、令和7年度第2回三重県入札等監視委員会の開催は以下とする。 令和7年9月5日(金曜日)10時00分から12時00分まで	